

2021.10.23 暗号シンポ

# デジタル化・マイナンバー制度 の狙いは何か

宮崎俊郎（共通番号いらぬネット）

## 1. 「デジタル」とはなんなのか

### ① 10月10日と11日は「デジタルの日」

人間の思考や行動は決して0と1に還元できない

AIの性能がいかに高まってても人間の感情を表すことはできない

### ② 公共性の解体

「役所に行かずにデジタル申請」→自治体の縮小→自治体の解体

デジタル申請→申請内容の100%記録化

匿名性の確保⇔本人確認社会

小倉さんの匿名公共サービスを可能とする社会システムの提起

⇒基本的に賛成 公共とは基本的に匿名であるべき

⇒財産の私的所有から公共財産への転換の必要性

キャッシュレス社会の否定

### ③ デジタル化とキャッシュレスはコインの裏表

・なぜ日本はキャッシュレスにならないのか

日本のキャッシュレス決済率は30%

クレジット決済の店側負担の決済手数料と銀行間の資金移動の際にかかるシステム利用料が壁として立ちはだかっている

・デジタル給与

労働基準法第24条において、(1)通貨で、(2)直接労働者に、(3)全額を、(4)毎月1回以上、(5)一定の期日を定めて支払わなければならないと（賃金支払の五原則）。この条項の改悪。⇒企業が〇〇ペイなどの資金移動業者の口座に入金することを許可する規制緩和。

銀行口座を作りにくい外国人労働者対策：デジタル口座なら100万円以下なら振込や海外送金ができるうえ、口座開設の手間もかからず、在留期間の短い外国人でも利用可能。

・デジタル通貨

中米エルサルバドルがビットコインを法定通貨とした

目指すは世界統一デジタル通貨

### ④ 「デジタル化」を拒否する「アナログ選択権」

デジタル化そのものを拒否できないのか

なんでも「デジタル」のおかしさ

2019年分の政治資金収支報告書をオンライン申請したのは国会議員のうちわず

か1.13%。政治資金規正法はオンライン提出の努力義務を課している。05年のシステム導入以来、36億円の国費が投じられた。平井卓也デジタル元担当相も使わず。その理由「膨大な領収証のコピーをPDF化しなければならず、オンラインの方が作業量が多くなってしまう」

## 2. デジタル庁体制で何がかわるのか 何が問題なのか

### ①政府情報システムの見直し（予算は一括してデジタル庁に計上）

◎デジタル庁システム：共通利用できるシステム

◎共同プロジェクト型システム：デジタル庁の技術的知見を活かした整備を要するシステム

◎各府省システム：各府省が行うが是正が必要な場合はデジタル庁が勧告

### ②地方共通のデジタル基盤の構築

全国規模のクラウド＝Gov-Cloudの創設と移行に向けた自治体業務の標準化・共通化  
各自治体はこれまでその地域にあった福祉や住民サービスを提供してきた。だから自治体ごとにシステムが異なって当たり前だった。これを国のシステムに統一化することとは自治体を国の出先機関化することにほかならず、地方自治の破壊である。

### ③マイナンバー制度の「利用拡大」から「再構築」への転換

マイナンバー制度は内閣官房・内閣府・総務省などが役割分担して所管してきた。

⇒デジタル庁がマイナンバー制度全般の企画立案を行う方向で検討

⇒地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の国機関化

⇒税・社会保障番号から「デジタル庁」番号への転換

⇒コロナワクチン接種のマイナンバー利用は給付金利用と同じ構造で自治体による工夫に水をかけるようなもの

### ④マイナンバーカードの国内版パスポート化

マイナンバーカードの交付枚数：8月1日時点で交付率36%

特定給付金支給⇒マイナポイント⇒保険証利用⇒運転免許証利用

電子証明書による堅牢な本人確認の官民における安定的利用を目指す

マイナンバーカードの保険証利用がそれにとどまらず医療情報の一元管理に道を開くものであるように運転免許証利用は警察へのマイナンバー情報の大幅な利用拡大に道を開くものである。そうでなければ更新手数料という巨大利権を手放せるわけがない。運転免許証保持者：8200万人 保険証保持者：8700万人

### ⑤データ利活用 サイバー空間（ブラックボックス）による現実社会の支配

「データ」は単に存在すればよいというものではなく、大量の質の高い信頼できるデータが相互に連携し、「地理空間、ヒトや組織、時間」といった構成要素から成り立つ現実世界をサイバー空間で再現（「デジタルツイン」）し、新たな価値を創造しつつ、サイバー空間上で個人、国家、産業、社会のニーズに応えることが求められている。（データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ（案）より抜粋）

⇒ベース・レジストリの構築

公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格などの社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース

このデータベースを官だけでなく民にも開放して利用させようという構想。

⑥個人情報保護体制の一元化 データ利活用を支える個人情報保護のレベルダウン  
デジタル化や個人情報の利活用の支障になっているとして、個人情報保護法制を一本化して利活用を円滑にする法案をデジタル庁関連法と抱き合わせで提案しようとしている。

自治体条例も個人情報流通の障害になっていて、自治体によってかなりばらつきがあるいわゆる「2000個問題」として問題視されていた。

⇒共通ルール化して独自規定を認めない

⇒国の低レベルな個人情報保護法に合わされてしまう

⇒個人情報保護・自己情報コントロール権からデータ共同利用権へ

デジタル改革関連法案WGでは慶応大学の宮田裕章がデータ共同利用権についてレポート提出。この中でこの権利について必ずしも本人同意がなくても共同利用に道を開くべきだと提唱している。自己情報コントロール権を乗り越えて個人データの共有化を権利として提起していることに注目！

### 3. マイナンバー制度の狙いは何か

①住基ネットからマイナンバー制度へ

住基ネットが限定的利用しかできない仕組みとされてしまったために、マイナンバー制度が登場した。狙いはマイナンバーをキーコードとしてあらゆる個人情報を紐づけて吸い上げる仕組みを作ること。

②マイナンバーを直接使わない情報提供ネットワークシステム

税と社会保障という領域で法律において規定される個人情報は「本人同意なく」情報提供ネットワークでやり取りされる。ただし、直接マイナンバーをキーコードとして紐づけられるのではなく、そこから生成した符号に紐づけられる構造となっている。だから安全性が高いという説明。

③マイナンバーそのものは漏洩しても危険ではないという説明の転換の背景

マイナンバーそのものの秘匿性の低さを強調することでマイナンバーをキーコードとして直接個人情報を紐づけられる利用形態を拡大しようとしている。

④医療・教育・資産管理への拡大

医療分野に関してはマイナンバーカードの保険証利用は氷山の一角でしかない。教育も一生涯の成績・学歴の管理が狙われている。デジタル監視法で成立した金融機関口座との紐づけは明らかに資産管理の先鞭をつけたものだ。もはや限定番号の域を超越した共通番号に変貌しつつある。

⑤マイナンバーカードの普及なのか

現在約4割の市民が保有したが、目標値は8割でまだほど遠い。そこまで持たせないと実質的な強制力を持たせることはできない。カードではない媒体への転換が将来的に出現するのか、顔認証などの生体認証が取って代わるのか、不分明。

### 4. 堅牢な個人認証システム＝公的個人認証サービス

真の狙いは「マイナちゃん」ではなく「マイキーくん」

マイナンバーカードには電子証明機能が搭載されており、デジタル監視法ではその機能のスマホ搭載を認める法改「正」がなされた。あくまでマイナンバーカードの取得

が前提であるが。

この電子証明機能は、住基ネット時代に開発された公的個人認証の仕組みを継承している。公開鍵暗号方式という仕組みを採用しており、堅牢な仕組みだと評価は高い。

公的個人認証は、住基ネット時代の2004年にスタートした。官公庁に対する電子申請の際に本人認証するために導入されたシステムだった。手続きが面倒だったこともあり、税務署へのe-taxを税理士が行う程度にしか浸透していなかった。

しかし、マイナンバー制度やインターネットによる決済の進展もあり、2016年には民間事業者が公的個人認証サービスを利用できるよう公的個人認証法を改「正」。これまで民間は自前の認証局に高い手数料を払って利用者の認証を行っていたが、これによってインターネットにおける確実な本人認証を狙っている。

デジタル社会におけるビジネスに欠かせないのは、堅牢な本人確認システムである。そのお墨付きを与えるのがこの公的個人認証であり、番号制度の陰に隠れて発展してきたが、番号制度以上に官製本人認証暗号システムの社会的構築が目指されていたのではないかと。逆にいえば、これによらない暗号化を認めないというのがデジタル社会の秩序維持の原則となっていく危険性が高いのではないだろうか。

最後にマイナンバーカードの仕組みを見てみよう。

マイナンバーカードのICチップの構造は以下のようになっている。

(1) マイナンバー領域

ここは番号法に規定されるデータの紐づけに利用される

(2) 非マイナンバー領域 マイキープラットフォーム=キャラは「マイキーくん」

ここは番号法の規定が及ばない

①電子証明書

ア. 署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送付する際に利用する(e-taxなど)

イ. 利用者証明用電子証明書

インターネットサイト等にログインする際に利用(ログインした者が利用者本人であることを証明する)(マイポータルへのログイン)

②空き領域

民間事業者独自に様々なカードアプリを搭載することが可能

しかし、マイナカードの保有率の低迷と手続の面倒臭さに助けられ簡単に全面利用は困難であろう。